

# 郡山市自動販売機の設置に係る都市公園施設の許可に関する要綱

平成27年4月1日制定

令和4年6月17日一部改正

〔都市構想部公園緑地課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市公園法（昭和31年法律第79号）、郡山市都市公園条例（昭和40年郡山市条例第112号。以下「条例」という。）及び郡山市都市公園条例施行規則（昭和51年郡山市規則第12号）に定めるもののほか、本市の都市公園（以下「公園」という。）における自動販売機の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(自動販売機の設置)

第2条 市長は、管理する公園の有効活用及び利便性向上の観点から、敷地の余裕の状況及び市民の利用状況を踏まえ、当該公園に必要と認められる自動販売機の設置を許可することができる。

(一般競争入札の実施)

第3条 市長は、自動販売機の設置の許可に際し、必要と認めるときは、一般競争入札により自動販売機を設置する者（以下「設置者」という。）を選定し、条例第7条の規定に基づく公園施設の設置許可を行い設置させるものとする。

2 入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下、「指定管理者」という。）に、公園の管理を行わせる場合は、前2項の規定によることなく、条例第14条の2の規定により指定管理者が行う業務または指定管理者が市長の承認を受けた自主事業により設置することができる。この場合において、指定管理者は、第三者に自動販売機の設置を委任することができるものとする。

(見積り合わせへの移行)

第4条 市長は、一般競争入札を実施し、再度の入札に付してもなお落札者がいないときは、見積り合わせに移行することができるものとする。

2 前項の見積り合わせは、初度及び再度の2回を限度とし、前項の規定による再度の入札において、最高の価格及び次順位の価格を提示した者（最高の価格を提示した者が複数いる場合には、次順位の価格を提示した者は含まない。）により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により見積り合わせに移行したときは、前項により見積り人を選定し、見積り人から見積書を提出させ、予定価格以上で最高の価格をもって見積書を提出した者を設置者として決定する。

(許可期間)

第5条 自動販売機の設置のための公園の許可期間は、5年を超えない期間とし、更新は行わないものとする。ただし、第3条第1項及び第2項並びに及び前条に規定する手続を経て、再度設置者に決定したとき、または第3条第3項の規定（指定管理者が第三者に設置を委任する場合を含む。）により設置する場合は、この限りではない。

(使用料等)

第6条 使用料は、落札価格とし、入札は許可期間に係る総額で執行するものとする。

- 2 前項の落札価格は、入札書に記載された金額とする。
- 3 前2項の規定は、第4条第1項に規定により見積り合わせに移行したときに準用する。この場合において、前2項中「落札価格」とあるのは「見積価格」と、第2項中「入札書」とあるのは「見積書」と読み替えるものとする。
- 4 会計年度ごとの使用料は、入札書に記載された金額を許可期間の総日数で除し、それぞれの会計年度に属する日数を乗じて得た金額（以下「入札按分額」という。）とし、1円未満の端数は次の各号により処理するものとする。
  - (1) 入札按分額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。
  - (2) 入札書に記載された金額と会計年度ごとの入札按分額の合計額に差額が生じたときは、当該差額を各年度の入札按分額に初年度から順に1円ずつ加算し調整するものとする。
- 5 自動販売機の設置に要する光熱水費は、設置者に計量器（子メータ等）を設置させ、公有財産管理取扱基準（平成11年3月24日制定）により算定し、使用料とは別に徴収するものとする。
- 6 第3条3項の規定により設置を行う場合（指定管理者が第三者に設置を委任する場合を含む。）は、前5項の規定は適用しない。この場合において、本条に定める使用料は、条例第10条第1項に規定する使用料とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

ただし、改正後の第3条第3項の規定は、令和5年4月1日から適用する。